

会津若松市立小中学校空調設備整備事業

プロポーザル募集要項

(共通)

平成30年12月

福島県会津若松市教育委員会

— 目 次 —

第 1	募集要項の定義	1 ページ
第 2	本事業の全体概要	1 ページ
	1 事業の名称	
	2 事業の目的及び趣旨	
	3 事業の方式	
	4 発注者	
	5 本事業に係る事務局	
第 3	対象校及び事業内容	2 ページ
	1 各発注グループにおける対象校	
	2 各発注グループにおける提案上限額	
	3 事業内容	
	4 事業期間	
第 4	参加資格要件	3 ページ
	1 参加者の構成等	
	2 共通する参加資格要件	
	3 業務別の参加資格要件	
	4 J V の構成等	
第 5	失格条項	5 ページ
第 6	応募に関する留意事項	5 ページ
	1 募集要項等の承諾	
	2 費用負担	
	3 提出書類の取扱い等	
	4 発注者からの提示資料の取扱い	
	5 J V の複数提案の禁止	
	6 提出書類の変更等の禁止	
	7 使用言語、単位及び時刻	
	8 その他	
第 7	公告から契約締結までのスケジュール	6 ページ
第 8	現地見学会	7 ページ
	1 見学可能施設数	
	2 見学申し込み期間	
	3 見学申し込み方法	
	4 見学会概要	
第 9	質問の受付及び回答	8 ページ
	1 受付期間	
	2 提出先及び提出方法	

	3 質疑回答日及び回答方法	
第10	参加意向申出方法	8 ページ
	1 受付期限	
	2 申出先及び申出方法	
	3 提出書類及び部数	
	4 辞退方法	
第11	企画提案書の作成方法	9 ページ
	1 提出書類	
	2 提出部数	
	3 企画提案書作成上の注意点	
	4 企画提案書の提出先	
	5 提出期限	
	6 提出用封筒	
第12	選定方法及び選定基準	10 ページ
	1 受注候補者の選定方法	
	2 審査基準	
	3 参加資格審査	
	4 技術提案書及びヒアリング審査	
	5 選定結果の通知及び公表	
	6 受注候補者の取消等	
第13	契約手続き	11 ページ
	1 仮契約手続き	
	2 本契約手続き	
	3 前払金等の取り扱い	
第14	資料等入手方法	12 ページ
	別紙1 発注グループ	13 ページ
	別紙2 提案書提出用封筒の作成方法	15 ページ

第1 募集要項の定義

会津若松市立小中学校空調設備整備事業プロポーザル募集要項（以下「本要項」という。）は会津若松市（以下「発注者」という。）が会津若松市立小中学校空調設備整備事業（以下「本事業」という。）に係る設計業務及び施工業務を一括して発注する相手方となる候補者（以下「候補者」という。）をプロポーザル方式により選定する（以下「本公募」という。）にあたり、本公募への参加要件のほか、手続等について必要な事項を定めるものとする。

第2 本事業の全体概要

1 事業の名称

会津若松市立小中学校空調設備整備事業

2 事業の目的及び趣旨

本事業は、会津若松市立小中学校 29 校における普通教室等に、平成 31 年（2019 年）夏季からの使用を基本とし、空調設備を可能な限り早期に整備することにより、学校環境衛生基準を遵守し、児童・生徒の安全安心を確保するとともに、教職員の教育活動環境の改善を図ることを目的とする。

また、本事業により老朽化した暖房設備を空調設備に切り替えることにより、設備管理の効率化を図るものである。

さらに、本公募参加者の持つ知識・技術・経験を最大限に活用し、本事業を効率的かつ効果的に実施することにより、設置後のメンテナンスを容易にし、ランニングコストを含む本市の財政負担を最小にするための技術提案等を募集するものである。

3 事業の方式

- ① 設計施工一括発注方式（DB方式）とし、公募型プロポーザル方式により候補者を選定する。
- ② 会津若松市立小中学校 29 校を 4 つのグループ（AグループからDグループ。以下「発注グループ」という。）に分け、発注グループ毎にプロポーザルを実施し、発注グループ毎に候補者を選定する。
- ③ 第 3（本要項における対象校及び事業内容）3（事業内容）(1)に定める設計業務については、参加者の地域要件を会津若松市建設工事発注基準（平成 19 年 12 月 7 日決裁）に規定する、市内業者、準市内業者及び県内業者とし、入札参加資格要件を付さない。
- ④ 第 3（本要項における対象校及び事業内容）3（事業内容）(2)に定める施工業務については、地元業者（会津若松市建設工事発注基準に規定する、市内業者及び準市内業者）のみ、参加を可とする。

4 発注者

会津若松市

代表者 会津若松市長 室井 照平

5 本事業に係る事務局（以下「事務局」という。）

部署名：福島県会津若松市 教育委員会 教育総務課 財務グループ

住所：〒965-8601 福島県会津若松市東栄町3番46号

電話：0242-39-1302

電子メール：k-s@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

第3 対象校及び事業内容

1 各発注グループにおける対象校

別紙1のとおり。

2 各発注グループにおける提案上限額

別紙1のとおり。なお、消費税及び地方消費税の額を含んでいる。

3 事業内容（全発注グループ共通）

(1) 設計業務

- ① 空調設備等の設計のための事前調査業務
- ② 空調設備の施工に係る設計業務（対象校の設計図書の作成等）
- ③ その他、付随する業務（学校との調整を含む。）

(2) 施工業務

- ① 空調設備等の施工のための事前調査業務
- ② 空調設備等の施工業務（空調設備の導入に伴う一切の工事）
受電設備の改修、配管の整備、空調機器の設置、植栽その他既存施設等の移設・復元等を含む。
- ③ その他、付随する業務（学校との調整を含む。）

4 事業期間（全発注グループ共通）

(1) 契約上の工期等

本事業の契約上の工期は本契約締結（仮契約後、議会における議案の可決をもって本契約となる）後、平成31（2019）年9月30日（月）までとする。

なお、設計業務については、本契約締結後速やかに実施し、施工業務は、本市が指定する監督員が設計内容を承認した日以降に実施し、各提案で示された履行日までとする。

以下、全発注グループ共通とする。

第4 参加資格要件

1 参加者の構成等

- ① 本公募の参加者は、特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）又は単体企業（事業者1者のみ）によるものとする。
- ② JVの構成員及び単体企業が満たすべき参加資格要件は、以下のとおりとする。

JV	本項2、3及び4（ただし、3(2)②を除く。）
単体企業	本項2及び3（ただし、3(2)③を除く。）

2 共通する参加資格要件

参加者は、参加意向申出書提出期限日（以下「基準日」という。）から契約締結までの間、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 会津若松市工事等入札参加停止措置基準（平成25年3月22日決裁）に基づく入札参加停止措置期間中でないこと。
- ③ プロポーザルに参加する他の者と資本関係（親会社・子会社の関係等）又は人的関係（取締役等の兼務）がないこと。
- ④ 会津若松市発注工事等からの暴力団等排除措置要綱（平成19年12月14日決裁）に定める排除措置対象者でないこと。
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、募集要項において求める要件を満たしていること。

3 業務別の参加資格要件

(1) 設計業務に係る参加資格要件

- ① 福島県内において、建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録を行っていること。
- ② 空調設備の実設計を行った実績を有していること。
- ③ 参加者と3か月以上の雇用関係にある常勤の者で、要求水準書に示す実績及び資格を有する者を設計管理技術者として配置できること。
- ④ 会津若松市税の滞納がないこと（会津若松市税を賦課されている事業者のみ）。

(2) 施工業務に係る参加資格要件

- ① 会津若松市競争入札参加資格及び審査等に関する規程（平成16年会津若松市告示第90号）第5条の規定に基づき作成した名簿（以下「参加者名簿」という。）に登録されている地元業者（会津若松市建設工事発注基準に規定する、市内業者及び準市内業者）であること。

- ② 単体企業として参加する場合にあっては、管工事及び電気工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業の許可を受けていること。
- ③ JVの構成員中、施工業務に関わる事業者は、管工事又は電気工事について、建設業法に基づく建設業の許可を受けていること。
- ④ 参加者名簿における資格総合点数が、以下のとおりであること。

管工事	710点以上
電気工事	

- ⑤ 学校又は事務所等の施設における空調設備に係る工事を施工した実績があること。なお、JVによる施工の場合は、代表者として施工実績があること。
- ⑥ 参加者（参加者がJVの場合にあっては、施工業務に携わる構成員毎）と雇用関係がある常勤の者を監理技術者又は専任の主任技術者として施工業務に配置できること。
- ⑦ 参加者（参加者がJVの場合にあっては、施工業務に携わる構成員毎）と雇用関係がある常勤の者を現場代理人として配置できること。なお、現場代理人と、監理技術者又は専任の主任技術者との兼務は可とする。

4 JVの構成等

(1) JVの構成及び定義

JVは、本事業を実施するために必要な能力を備えた事業者が、2者又は3者の自由意志により結成するものとする。

(2) 代表企業の選定及び構成員の明示

JVの代表企業をあらかじめ定め、当該代表企業が参加手続きを行うものとする。代表企業は、JVのうち最大の出資比率の企業とすること。

(3) 重複参加の禁止

JVの構成員は、他のJVの構成員になることはできない。また、構成員と資本関係又は人的関係がある事業者についても、他のJVの構成員になることはできない。

(4) 構成員の変更及び追加

本公募に対して、参加意向申出書を提出したJVの変更及び追加は、認めない。

第5 失格条項

以下の事項に該当した場合は、失格とする。

- ① 提案書その他提出書類の提出期限及び提出方法を遵守しなかった場合並びに提出部数に不足があった場合
- ② 提案書その他提出書類に虚偽の記載をした場合
- ③ 提案上限額を超える提案をしたとき。
- ④ プロポーザル選定委員会委員（以下「選定委員」という。）に対して、故意に接触を求める行為を行った場合
- ⑤ 事務局職員から不正にプロポーザル又は選定に係る情報を得ようとし、又は得た場合
- ⑥ 前2号のほか、選定に影響を及ぼすおそれがあると市長が判断する不正な行為を行った場合
- ⑦ その他プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が不適格と認める場合

第6 応募に関する留意事項

1 募集要項等の承諾

参加者は、参加意向申出書の提出をもって、募集要項等（本要項の他「要求水準書」、「企画提案審査基準」、「様式集」及び「提供資料」を含む。）の記載内容を承諾したものとする。

2 費用負担

本プロポーザル参加に関し必要な一切の費用は参加者の負担とし、発注者は一切負担しない。

3 提出書類の取扱い等

(1) 著作権

提出書類の著作権は、参加者に帰属するものとする。ただし、発注者が会津若松市情報公開条例に基づき応募内容を公表する場合、その他発注者が必要と認めるときには、発注者は提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった参加者の提案については、発注者による受注者選定過程等の説明以外の目的には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うこととする。

4 発注者からの提示資料の取扱い

発注者が提供する資料は、募集参加に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

5 JVの複数提案の禁止

JVは、発注グループ毎に1つの提案しか行うことができない。

6 提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替え及び再提出は、原則として認めない。

7 使用言語、単位及び時刻

応募参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

8 その他

- ① 本要項及び別に定める要求水準書に定めのない事項については、建設業法（昭和24年法律第100号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）及び会津若松市建設工事請負契約約款（平成8年4月12日決裁）その他関連する法令を遵守し、行うものとする。
- ② 本事業実施にあたり、業務の一部を第三者に再委託又は請け負わせる場合は、市内業者の選定に努めること。

第7 公告から契約締結までのスケジュール

内容		月日	備考
公告		平成30年12月27日（木）	
現地見学会	申込受付期間	平成30年12月28日（金）から 平成31年1月17日（木）17:15まで	
	実施期間	平成31年1月4日（金）から 平成31年1月18日（金）まで	学校との調整後実施
質問受付期間		平成30年12月27日（木）から 平成31年1月21日（月）17:15まで	提出方法に指定あり
参加意向申出書提出期限		平成31年1月23日（水）17:15まで	同上
企画提案書提出期限		平成31年1月28日（月）	同上
選定委員会の開催		平成31年1月31日（木）	時間は別途連絡
審査結果の通知及び公表		平成31年2月上旬	
仮契約締結		平成31年2月上旬	
本契約締結		平成31年2月中旬予定 (会津若松市議会による議決日)	

第8 現地見学会

1 見学可能施設数

各発注グループにおける対象校中、1参加者（JVを含む。）につき2校を上限とする。

2 見学申し込み期間

平成30年12月28日（金）から平成31年1月17日（木）まで

3 見学申し込み方法

現地見学申込書（第1号様式）様式に必要事項を記入し、事務局へFAXにて送付すること。

FAX送付後、事務局へ到着確認の電話連絡を行うこと。

4 見学会概要

(1) 見学可能期間

平成31年1月4日（金）から1月18日（金）までの間のうち、発注者が指定する日時

(2) 見学方法

- ① 発注者が指定した対象校及び日時のみ、見学ができる。詳細な日時等は、見学申し込み後事務局との協議のうえ決定するものとする。
- ② 見学は、参加者（単体企業又はJV）ごとの実施とし、各学校1時間程度とする。
- ③ 校内を見学する場合には、市職員の同行を必須とする。
- ④ 車で来校する場合、市職員が指定する場所に駐車することとし、車は1参加グループにつき2台までとすること。
- ⑤ 参加者は、6名以内とすること。

(3) 見学対象

対象教室の一部、廊下、バルコニー、校舎外周り、分電盤及び受変電設備等

(4) 留意事項

- ① 学校敷地内は全面禁煙であり、厳守すること。
- ② 学校教育活動等に支障のないよう留意すること。
- ③ 資料、上履き等の視察に必要となるものは各自用意すること。
- ④ カメラ等による撮影は可能とするが、児童生徒が特定されないようにすること。また、撮影した画像等は本事業以外に使用しないこと。
- ⑤ 見学時には、本事業に関する質問に対する回答はしないものとする。よって、見学時に同行の市職員に対して本事業に関する質問を行わないこと。
- ⑥ 見学ができない学校については、発注グループごとの整備箇所図（第14 資料等入所方法を参照）を参考とし、実際に本契約締結後に調査し、実施設計を行うものとする。
- ⑦ 現地見学会の申込その他問い合わせを対象校へ行うことは、厳禁とする。対象校に対して問い合わせを行った場合には、候補者の選定において減点対象とする可能性がある。

第9 質問の受付及び回答

1 受付期間

平成30年12月28日（金）から平成31年1月21日（月）17時15分必着

2 提出先及び提出方法

事務局に対し、質問書（第2号様式）にて、FAXにより提出すること。

提出後に事務局へ、電話で到達確認をすること（誤送信等により未着の場合には、質疑回答を行わないため注意すること）。

なお、質問書を郵送又は持参した場合には、受理しない。

3 質疑回答日及び回答方法

質問者へのFAX及び市ウェブサイト上への公表により、回答する。

第10 参加意向申出方法

1 受付期限

平成31年1月23日（水）17時15分必着

2 申出先及び申出方法

事務局に対し、下記3に定める書類（以下「参加意向申出書等」という。）を「特定記録郵便」により提出すること。

なお、参加意向申出書等を事務局その他市役所各課へ持参した場合には、受理しない。

3 提出書類及び部数

①～④を各1部提出すること。

① 参加意向申出書（第3号様式）

② 特定建設工事共同企業体協定書の写し（参加者がJVの場合に限る。）

※ 特定建設工事共同企業体協定書については、JV協定書ひな型（参考様式）に示す項目を網羅すること。

③ 建築士事務所登録を証明する書面の写し

④ 納税証明書（設計の事業者に限る。「入札用」の記載がある、参加申出書提出期限から3カ月以内のもの。ただし、会津若松市税を賦課されていない事業者にあつては、不要）

4 辞退方法

参加意向申出書等を提出した後に参加を辞退する場合は、企画提案書の提出期限の日までに参加辞退届（第4号様式）を事務局へ郵送又は持参により提出すること。

第 11 企画提案書の作成方法

1 提出書類

- ① 企画提案書表紙（第 5 号様式）
- ② 会社概要書（任意様式）
- ③ 類似業務実績調書（第 6 号様式）
- ④ 技術者配置予定調書（第 7 号様式ア及びイ）
- ⑤ 企画提案書（第 8 号様式～第 16 号様式）
- ⑥ 提案価格見積書及び見積明細書（第 17 号様式及び第 18 号様式（A～D））

2 提出部数

前項①から⑥を左綴じとし、正本 1 部、副本 9 部を提出すること。

副本は正本の写しを可とする。

3 企画提案書作成上の注意点

- ① 提出書類は、A4 版、片面、横書きとし、文字は原則として 11 ポイント以上とすること。
- ② 提案書の内容に不足又は未記載がある場合、その審査項目は 0 点とする。
- ③ 企画提案書には、写真や図表等の掲載を可とする。

4 企画提案書の提出先（事務局とは異なるので、注意すること）

〒965-8799 会津若松郵便局留 会津若松市役所 教育委員会教育総務課 行

5 提出期限

平成 31 年 1 月 28 日（月）までに会津若松郵便局に到着するよう、特定記録郵便、簡易書留又は一般書留により郵送すること。なお、企画提案書を事務局その他本市役所各課へ持参又は郵送した場合には、受理しない。

※ 郵便局留郵便の保管期間は、郵便局到着から 10 日間であることに十分留意すること。郵便局留の保管期限を過ぎ、企画提案書が参加者へ返送された場合には、企画提案書は提出されなかったものとみなす。

6 提出用封筒

別紙 2 「提案書提出用封筒の作成方法」のとおり記載すること。

なお、複数の発注グループに応募する場合には、提出用封筒を発注グループ毎に分け、どの発注グループに応募するのか分かるよう明記すること。

第 12 選定方法及び選定基準

1 候補者の選定方法

(1) 選定体制

候補者 1 者の選定は、会津若松市が依頼した 5 名の選定委員により組織された選定委員会が行う。

(2) 選定方法

企画提案書及び提案者へのヒアリング等により、選定基準をもとに受注候補者の選定を行う。

2 選定基準

別紙「会津若松市立小中学校空調設備整備事業プロポーザル企画提案審査基準」による。

3 参加資格審査

事務局は、提出された参加意向申出書等を確認し、参加資格要件を有しているか判断する。

事務局による確認の結果、参加資格要件を満たさない参加者に対しては、参加審査結果通知書を書面により送付する。

4 企画提案書及びヒアリング審査

事務局による参加資格審査を通過した参加者に対して、選定委員会において企画提案書・ヒアリング審査を実施する。

(1) 日時及び開催場所

平成 31 年 1 月 31 日（木） 場所：北会津支所 1 階 ピカリンホール

※ 時間については、参加者に対して個別に通知する。

(2) 進行

① 参加者あたり、20 分間以内でプレゼンテーションを行い、その後、10 分間以内でヒアリング（質疑応答）を行うものとする。

② 参加者が複数の発注グループに参加を申し込んだ場合は、重複部分の説明を適宜割愛し、複数の発注グループ分をまとめて説明するものとする。なお、詳細な時間割については、別途通知する。

(3) 留意事項

① ヒアリング審査当日の参加人数は、参加者 1 者あたり 3 名以内とする。

② プレゼンテーション及びヒアリングにあたっては、事前に提出した企画提案書及び当該提案書に記載した内容をパワーポイント等により表現したスライドのみにより行うものとし、新たな内容の資料提出は認めない。

③ パワーポイント等を使用する場合は、パソコン（Windows に限る。）を持参すること。プロジェクター、スクリーン及び接続用 VGA ケーブルは事務局で用意する。

④ ヒアリング審査に参加しない参加者は、選定対象としない。

⑤ 参加者が1者のみである場合においても、提案書及びヒアリング審査による受注候補者の選定を行う。

5 選定結果の通知及び公表

ヒアリング審査参加者に対しては、選定結果を文書により通知する。

また、受注候補者の選定結果は、後日、概要を公表する。なお、選定結果に関する問い合わせ及び異議申し立ては一切受け付けないものとする。

6 受注候補者の取消等

① 受注候補者は、契約の締結ができないことが明らかとなった場合は、本市に対し、速やかに文書（様式任意）により、その旨を届け出ること。その場合、市は、選定審査結果に基づき、次点の者を候補者として選定する。

② 複数の発注グループの受注候補者となり、技術者の配置が困難となった結果、契約の締結を辞退する場合にあっては、受注候補者は、次の優先順位の高い順に契約を締結し、低いものから辞退すること。

優先順位 1位：Aグループ 2位：Cグループ 3位：Bグループ 4位：Dグループ
（優先順位は、提案上限額の高い順による。）

第13 契約手続き等

1 仮契約手続き

選定委員会においては、本事業の遂行に最も適した事業者を選定するのみとし、契約を締結するまでは発注者と契約関係は生じない。

発注者は、選定委員会が選定した候補者との間で、企画提案書を踏まえた協議を行ったうえで、随意契約の方法により仮契約を締結するものとする。

2 本契約手続き

前項の仮契約は、会津若松市議会の議決をもって、本契約として成立する。

3 前払金等の取り扱い

本契約成立後、受注者となった事業者は、契約金額の5割を超えない範囲内において前金払を請求することができる。その他の取り扱いは、会津若松市建設工事請負契約約款によるものとする。

4 建築士法に基づく重要事項説明

受注者は、契約締結前の市が指定する日に建築士法第24条の7に基づく重要事項説明を行うこと。

第 14 資料等入手方法

募集要項、様式その他の資料については、会津若松市ウェブサイトに掲載するので、ダウンロードし使用すること。郵送等による配布は行わない。

また、発注グループごとの参考図書（整備箇所図）については、参考図書貸与申込書（第 19 号様式）を事務局に持参し、貸与を受けること。

別紙 1 - 1

Aグループ（8校）

1 対象学校等

名称	位置	教室数
日新小学校	会津若松市日新町7番40号	20
松長小学校	会津若松市一箕町松長四丁目9番地の2	20
永和小学校	会津若松市高野町大字上高野字村内43番地の1	13
城南小学校	会津若松市門田町大字黒岩字大坪25番地の1	24
小金井小学校	会津若松市門田町大字日吉字小金井48番地	28
河東学園小学校	会津若松市河東町南高野字金剛田1番地	16
一箕中学校	会津若松市一箕町大字八幡字堰下70番地	32
河東学園中学校	会津若松市河東町南高野字金剛田1番地	12

2 提案上限額

436,715 千円

Bグループ（7校）

1 対象学校等

名称	位置	教室数
湊小学校	会津若松市湊町大字共和字上馬渡171番地	13
大戸小学校	会津若松市大戸町上三寄大豆田116番地	14
第二中学校	会津若松市城前1番7号	36
第三中学校	会津若松市湯川町4番20号	27
第四中学校	会津若松市桜町110番地	33
湊中学校	会津若松市湊町大字共和字上馬渡266番地の1	14
大戸中学校	会津若松市大戸町上三寄香塩211番地の1	16

2 提案上限額

369,977 千円

別紙 1 - 2

Cグループ（6校）

1 対象学校等

名称	位置	教室数
一箕小学校	会津若松市山見町220番地	44
神指小学校	会津若松市神指町大字高瀬字大道東108番地の3	22
門田小学校	会津若松市門田町大字中野字村前1番地の1	32
第一中学校	会津若松市蚕養町11番1号	36
第五中学校	会津若松市門田町大字御山字村下314番地	30
第六中学校	会津若松市神指町大字黒川字湯川東296番地	16

2 提案上限額

407,081 千円

Dグループ（8校）

1 対象学校等

名称	位置	教室数
鶴城小学校	会津若松市東栄町7番7号	13
城北小学校	会津若松市城北町2番1号	22
城西小学校	会津若松市川原町4番1号	27
謹教小学校	会津若松市米代一丁目5番33号	21
東山小学校	会津若松市慶山一丁目2番1号	24
荒館小学校	会津若松市北会津町下荒井字八幡前13番地	17
川南小学校	会津若松市北会津町小松490番地の2	10
北会津中学校	会津若松市北会津町中荒井2107番地の1	16

2 提案上限額

364,234 千円

提案書提出用封筒の作成方法

(表)

提出期限	平成 年 月 日
件 名	会津若松市立小中学校空調 設備整備事業プロポーザル (Aグループ)

【市指定サイズ】

角 2 封筒 (縦 332 mm、横 240 mm)

【必須記載事項】

表 面

- ① 宛先
〒965-8799 (会津若松郵便局の郵便番号)
会津若松郵便局
会津若松市役所 教育総務課 行
 - ② 提出期限
募集要項又は実施説明書に記載されている提案書提出期限日を記入してください。
 - ③ 件名
業務名 (発注グループ名まで必須) を記入してください。
- ※ 誤字、脱字にご注意ください。封筒の表紙の件名と同封された提案書の件名が相違する場合、提案書がどの業務に係るものなのかを判別できないものについては無効となりますのでご注意ください。
- ※ 複数の案件に参加する場合には、案件ごと (グループごと) に封筒を作成し、提出してください。
- ④ 「提案書 在中」の記載

(裏)

差出人	住所 商号 (名称) 代表者名
-----	-----------------------

裏 面

参加者(会社・団体等の代表者)名、住所、商号 (名称) を記入してください。

【封印について】

左の例のとおり、のり付けされている部分は入札参加資格登録時に市に届け出ている「使用印鑑」で封印してください。

※ 封印漏れ、誤りがある場合、無効となるので十分留意すること。